

特定社会保険労務士 高野 裕之

## TKN社労士通信

TKN 社会保険労務士事務所

連絡先: 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13

電話: 03-6315-8830 FAX: 03-3795-9021

e-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp

URL: <http://www.tkn-sr.jp/>



### メンタルヘルス不調者増加への対応

#### ◆約6割の企業で「メンタル不調者が増加」

株式会社アドバンテッジリスクマネジメントは、従業員300名以上の企業・団体の経営者・人事部長を対象とした「安心して働ける環境を創るための人材戦略に関するアンケート」の結果を発表しました。

この中で、「メンタル不調者が増加している」との回答は58.7%に上りました。また、「メンタルヘルス対策の効果は不十分である」との回答は61.2%、「今後メンタルヘルス対策を見直す必要がある」との回答は74.4%でした。

#### ◆労災請求件数も増加

6月には厚生労働省から「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」が発表されていますが、2009年度における精神障害等事案の労災補償状況については、請求件数1,136件(前年度比22.5%増)、支給決定件数234件(同13.0%減)となっています。

業種別では、請求件数については「医療、福祉」に分類される「社会保険・社会福祉・介護事業」が最も多く、支給決定件数については「建設業」に分類される「総合工事業」が最も多くありました。

年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに「30～39歳」が最も多くなっています。

#### ◆メンタル不調者増加の要因は？

東京都産業労働局が発表した「中小規模事

業所におけるメンタルヘルス対策に関する実態調査」(調査対象は従業員10人以上300人未満の事業所)によれば、事業所が考えるメンタル不調理由は、以下の通りとなっています。

- (1)職場の人間関係(46.2%)
- (2)職場外の個人的な問題(39.1%)
- (3)仕事への不適応(39.1%)
- (4)仕事の質の高さ(20.3%)
- (5)仕事の量の多さ(19.3%)
- (6)長時間労働(12.2%)

#### ◆職場としてメンタル不調者をどう考えるか

企業によって事情は様々でしょうが、上記の結果からもわかる通り、メンタルヘルス不調者を出さないために、企業には、「職場の人間関係をいかに良好にするか」「従業員それぞれに対していかに上手に仕事を割り振るか」「長時間労働をいかになくすか」などの配慮・努力が求められると言えます。

### 政府による「失業者・求職者」支援対策

#### ◆2011年度から恒久措置に

政府・厚生労働省は、職業訓練に取り組む失業者に対して生活費を支給する「緊急人材育成・就職支援基金」(2010年度までの時限措置)を昨年7月から実施していますが、2011年度から恒久措置とし、支給する生活費を10万5,000円(現在は原則10万円)とする方針を示しました。

失業者の訓練対策費を手厚くして雇用の安全網を強化することが狙いで、予算は約 2,000 億円を見込んでいますが、政府全体で歳出を抑制する中、調整が難航する可能性も指摘されています。

#### ◆基金事業の概要

この基金事業は、民主党が衆院選マニフェストで掲げた政策の1つであり、失業手当の切れた失業者や雇用保険の対象外である非正規労働者、自営業を廃業した人などを対象に、職業訓練を受けることを条件として月額 10 万円の生活費を支給するというものです。利用者は今年7月までに 10 万人を超えています。

現在の事業は 2010 年度末までの時限措置とされていますが、前述の通り、2011 年度から恒久措置にする方針が打ち出されました。

職業訓練を通じて介護や IT などに関する専門知識を身につけてもらい、また、給付費の上乗せによって、利用者を増やしていきたい考えです。

#### ◆新たな失業者支援対策の検討

また、政府は7月下旬に、失業者の生活再建や就職を個別に支援する「パーソナル・サポート・サービス」検討委員会の初会合を開きました。ここでは、住まいや仕事を失った人に対して専任担当者が相談に応じていく制度の創設を検討しており、2012 年度からの本格実施を目指しています。

不況が長引き、失業者への一層の支援が必要となる中、政府は今後も様々な施策を検討していくものと思われます。

### ハローワークを利用する求職者の満足度は？

#### ◆初めて出口調査を実施

厚生労働省では、全国 99 のハローワークの窓口を利用した求職者に対し、ハローワークのサービスに関する要望・意見を聞く出口調査を初めて実施し、その結果を発表しました。

サービスについて「満足である」「まあ満足である」との回答は 83.8%でした、「待ち時間が長い」「求人票と実際の労働条件が違う場合がある」などの意見が寄せられました。

#### ◆8割以上の利用者が「満足」

この調査は7月8日～7月 13 日に行われ、窓口利用者 5,977 人のうち 5,053 人から回答が得られました(回答率 84.5%)。

全体的な満足度は、5段階評価のうち「満足である」「まあ満足である」の合計が 83.8%で、「不満である」「どちらかと言えば不満である」の合計が 4.8%でした。

#### ◆利用者からの意見

サービスの改善要望として利用者から寄せられた意見は、次の通りです。

##### (1) 待ち時間の解消に関する意見(95 所)

- ・待ち時間が長い(現状では待ち時間が 1 時間以上となることがあるが、せめて 30 分～1 時間位にしてほしい)。
- ・利用者が増加しており、ハローワークの窓口職員を増やすことが必要。

##### (2) 就職支援に関する意見(82 所)

- ・年齢不問求人となっているが、企業に面接に行く年齢で差別される。企業に対する指導をしてほしい。
- ・求人票の条件と実際の労働条件が違う場合もある。
- ・自分に合う求人を提示してほしいが、雇用失業情勢の悪化のため求人が少ない。

##### (3) 施設の拡充に関する意見(78 所)

- ・駐車場が少ない。もう少し駐車スペースを増やしてほしい。
- ・庁舎が狭い。待合スペースの椅子を増やしてほしい。

##### (4) 職員の接遇に関する意見(44 所)

- ・職業相談窓口のスタッフによって対応の丁寧さに濃淡がある。
- ・一般の利用者がわかるような用語の説明をしてほしい。

##### (5) 窓口サービスの周知・説明に関する意見(32 所)

- ・受付付近の張り紙が多くてわかりにくい。
- ・初めてハローワークを利用する時に、どのようなサービスがあるかがわかりづらいので、総合受付サービスは特に丁寧に対応してほしい。

## 9月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

### 30日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

## 当事務所よりひとこと

先日、世田谷区の「社会保険と労務相談」における相談員業務（2回目）をさせていただきました。従業員さんの働く環境を整備することに熱心な事業主の方からの相談がありました。決して楽ではない経営環境ではありますが、営業面だけではない経営哲学を持たれる中小事業主には、是非とも頑張ってもらいたいものです。

今月から特定非営利活動（NPO）法人の労働紛争解決支援センターのメンバーになりました。（<http://npo-roudou.org/>）

同センターでは個別労働紛争に関し、初回

無料相談を実施しております。

「会社 VS 従業員」の争いである個別労働紛争は、出来る限り未然に防止するご提案・助言をいたしておりますが、どうしても発生してしまう事があります。

しかし個別労働紛争は、いざ争いになってしまった時の解決手段として費用面のこともあって、訴訟等はすぐわないと言われております。各都道府県労働局に設置された「紛争調整委員会」へ「あっせん」を申し立てて解決すれば、裁判上の和解と同じ効力になります。

つまり訴訟等をするよりは、迅速に低費用で解決出来る手段でもあります。この「あっせん」における代理業務を認められているのが「特定社会保険労務士」となります。

労務管理の専門家である社会保険労務士でもありますが、いざと言う時は「特定社会保険労務士」として、「あっせん」の代理業務を担う事ができます。その為にも自己研鑽を兼ねてNPO法人労働紛争解決支援センター（<http://npo-roudou.org/>）のメンバーになりました。（高野 裕之）